平成２５年（フ）第５５９２号
東京都江東区森下４丁目10－５
債務者　高橋　宏之
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９３号
東京都港区白金３丁目11－９－402
債務者　上田美和子
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９５号
東京都多摩市関戸１丁目４－１
債務者　石川　雅之
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５９６号
東京都多摩市関戸１丁目４－１
債務者　石川愛友里（旧名千春）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０５号
東京都板橋区坂下２丁目６－12－415
債務者　海老原　博
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０６号
東京都板橋区坂下２丁目６－12－415
債務者　海老原里美
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０８号
東京都立川市西砂町２丁目49－２－207
債務者　天野　義之
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６０９号
神奈川県横浜市中区寿町３丁目12－14－507
債務者　赤松　健一（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１６号
東京都練馬区豊玉南３丁目６－２　合同タクシー有限会社
債務者　高橋　佳治
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１７号
東京都墨田区東向島６丁目47－10－202　ビラ．ビアンカ８
債務者　加藤　篤
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６１９号
東京都葛飾区堀切２丁目64－７－201
債務者　宇塚健次郎
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６２２号
東京都荒川区東尾久３丁目20－３
債務者　篠原眞貴子
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６３４号
東京都大田区中馬込３丁目９－３－302
債務者　栗山　真弓
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６３５号
東京都武蔵村山市中藤４丁目13－２
債務者　河井やよい
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６５３号
東京都町田市本町田2533　公社住宅ハ８－309
債務者　小野　泰弘
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５６５８号
東京都江戸川区宇喜田町1244－201
債務者　村山　正勝
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部